

# 新型コロナウイルス感染症に係る 本県の現状と取組について

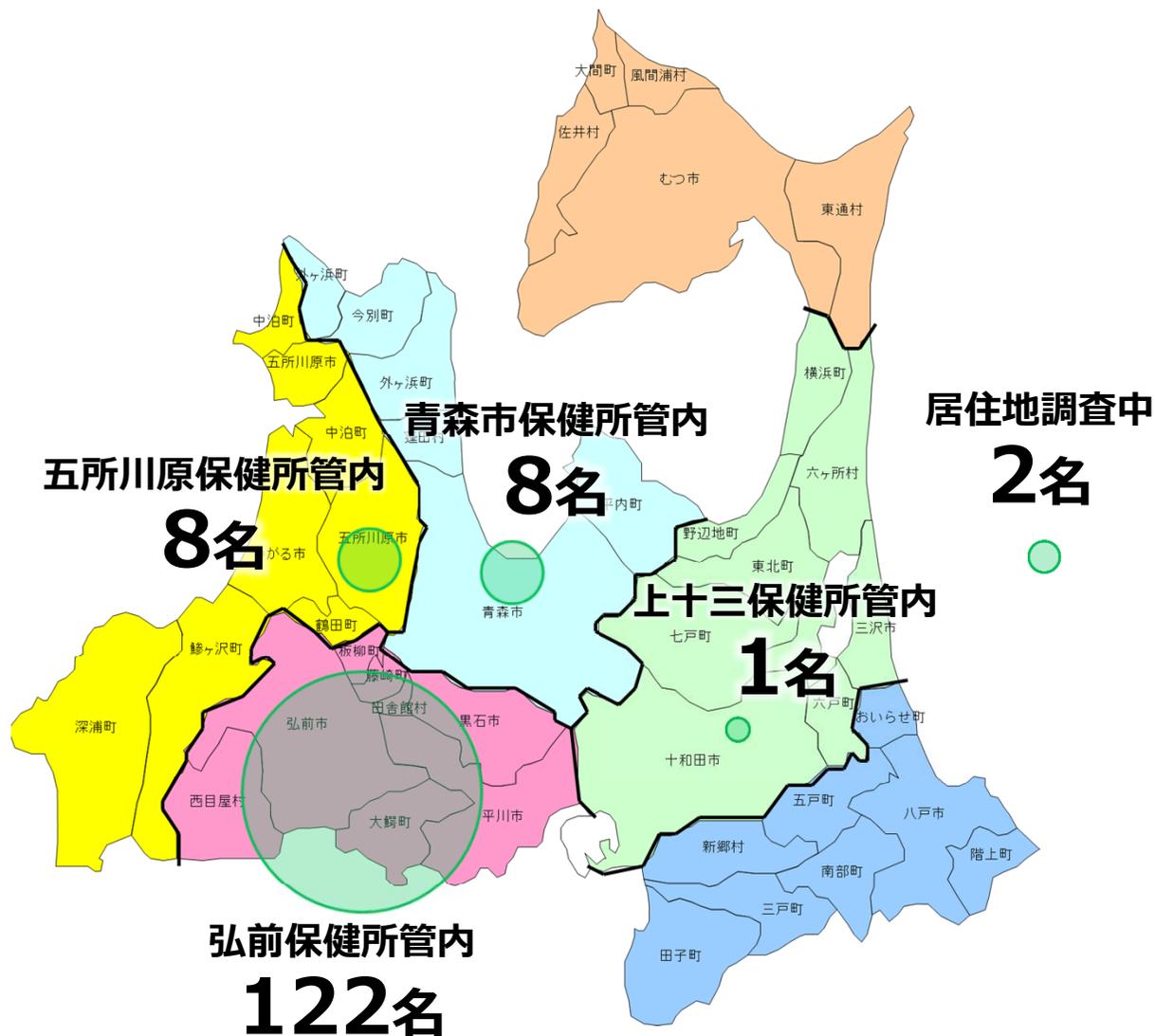
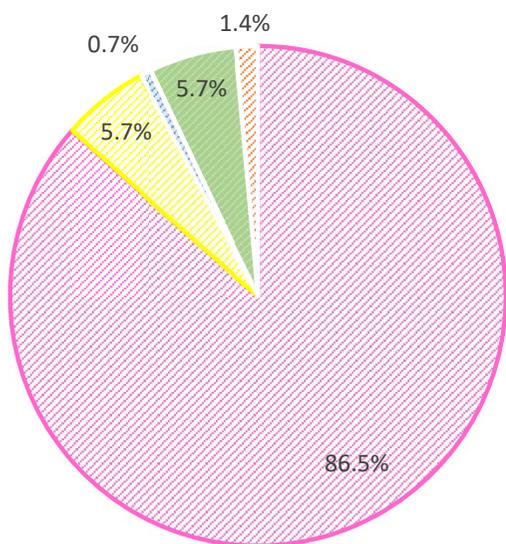


# I 青森県の感染状況

10月12日以降の感染症患者 **141名**

## 感染症患者の居住地

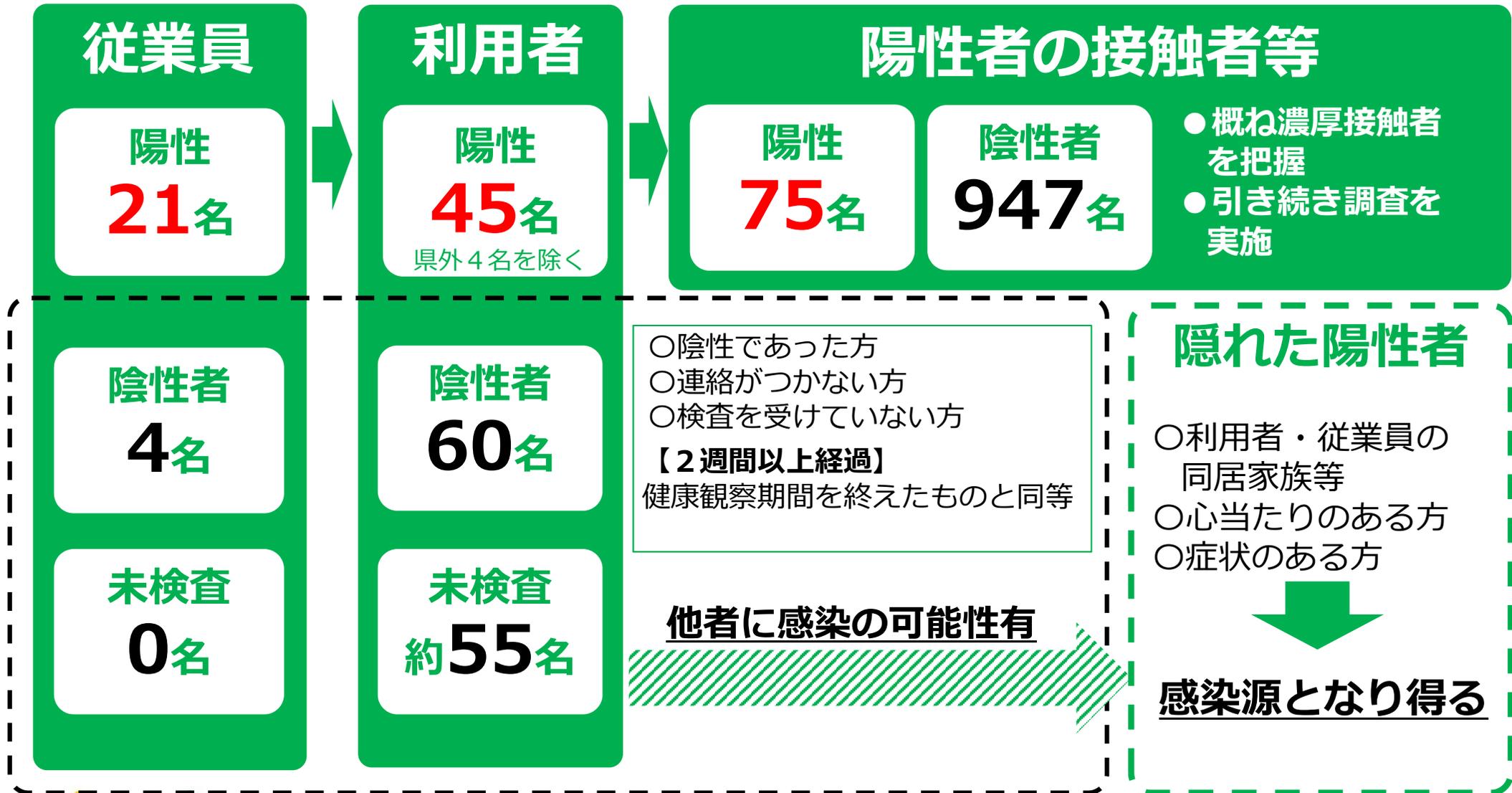
- 弘前保健所
- 五所川原保健所
- 上十三保健所
- 青森市保健所
- 調査中



※療養完了の感染症患者も含む

# Ⅱ 弘前保健所管内の飲食店クラスター

## 飲食店クラスター関連 **141** 名



### Ⅲ 県民の皆様へのおお願い

- PCR検査等で陰性となったとしても、新型コロナウイルス感染症に感染していないと言い切れるものではありません。
- 感染症患者の同居家族などは、濃厚接触者となりますので、例えPCR検査等で陰性となったとしても、健康観察期間（最後に接触があってから2週間）が経過するまでは、出勤、通学なども含めて外出等を控えていただく必要があります。もし、症状が発症した場合は、一般の診療所を受診せずに、帰国者・接触者相談センターにご相談願います。
- 利用者やその家族等で陰性であった方、検査を受けていない方は、無症状で2週間以上経過した場合でも、身近な方に感染させている可能性は否定できません。身近な方に症状が発生した場合もご相談願います。

# IV 青森県の医療対応状況

## 保健所機能の強化

- 医師、保健師、獣医師等の専門家による積極的疫学調査能力の拡充（10/15～）
- 厚生労働省クラスター対策班による専門的な助言（10/19～）
- 医療機関（弘大附属病院）、消防機関の協力による入院搬送調整機能の強化（10/19～）
- 厚生労働省DMAT事務局、県内DMATによる病院運営支援（10/26～）

## 検査体制の強化

### 検体採取能力

- 医療機関の協力による検体採取能力の強化
- PCRセンターの協力による検体採取能力の強化



約**700**検体/日

### 検査分析能力

- 地方衛生研究所の体制拡充
- 民間検査機関への委託
- 医療機関への委託



約**800**検体/日

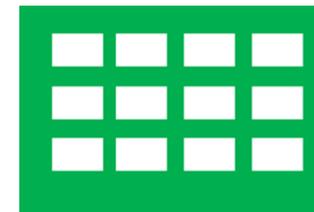
## 医療提供体制の整備

### 入院医療提供体制の確保



**187**床

### 宿泊療養及び自宅療養体制の整備



青森**30**室 八戸**100**室

※弘前保健所管内で確保予定

# V. 市中に感染がまん延している場合の措置

市中に経路不明の感染がまん延するなど、爆発的な感染拡大に至った場合

全面的な接触機会の低減が必要

県民の皆様方の行動を厳しく制約する措置を実施せざるを得ないもの

## 事業者の皆様方に対する措置

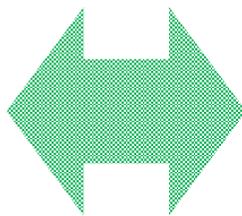
- 施設の使用制限（休業要請）
- 人が集中する観光地の施設等の人数制限・閉鎖等
- イベント開催の自粛要請・集会の人数制限
- 学校の休校等

## 県民の皆様方に対する措置

- 外出自粛の要請
- 県境を越えた移動の自粛要請

# VI. 今後の取組

現時点においては県民の皆様の  
**行動を強く制約**するような措置  
は**必要ない**ところ



積極的疫学調査の進捗に伴い、新規の感染  
症患者が確認され、**医療提供体制への負荷**  
**が増加し、予断を許さない状況が継続**

**市中に感染がまん延することは  
何としても避けなければならない**

**未然防止を図る観点から県の対処方針を変更**

**県民の皆様方に対する協力要請 変更のポイント**

## 【県内全域】

- 感染リスクの高い場所への外出は避ける  
重症化しやすい方は、特に留意
- 新型コロナウイルス接触確認アプリ  
(略称COCOA) のインストール

## 【弘前市の区域】 ※ 当面、11月1日までの間

- イベント等の開催を予定している事業者等は、  
業種別ガイドラインに基づく感染防止策の徹底  
について再度確認の上、開催の可否について  
改めて検討
- 職場における感染防止策を徹底